２　前項の場合における国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十条の規定の適用については、これらの規定中「までの規定」とあるのは、「までの規定（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八十三条の規定による改正前の介護保険法第百三十四条第一項の規定を含む。）」とする。

第八十五条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項第五号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十七項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八十六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号ホ中「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第二項、」を削る。

第百十一条第二項第一号トを削り、同号チを同号トとし、同条第三項第一号中リを削り、ヌをリとし、ルをヌとし、同条第六項第一号ヘ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項及び」を削り、同項第二号ホを削り、同号ヘを同号ホとする。

第百十四条第一項第一号中「同法」を「国民年金法」に改め、同条第九項を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条　改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百十一条第二項、第三項及び第六項並びに第百十四条第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百十一条第六項第二号ホ中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び厚生年金勘定」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第八十八条　株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

附則第三十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十八条　削除

附則第三十九条に見出しとして「（業務の委託の特例）」を付し、同条第一項中「及び前条」を削り、「の小口の教育資金」の下に「（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。）」を加える。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第八十九条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項及び第六項中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に、「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改める。

（法人税法の一部改正）

第九十条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「積立て」の下に「（同法第九十一条の二十五（準用規定）において準用する場合を含む。）」を加え、「積立金を」を「積立金及びこれに類するものとして政令で定める積立金を」に改め、同条第三項中「の運用に関する契約）」の下に「（同法第九十一条の二十五において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「同法第六十六条第二項」に、「運用に関する契約を」を「運用に関する契約及びこれに類する契約として政令で定める契約を」に改める。

第九十一条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十三第二項（裁定）に規定する給付に関する文書の項中「第九十一条の二十三第二項」を「第九十一条の二十四第二項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十二条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の五の項を削り、七十一の六の項を七十一の五の項とし、七十一の七の項を七十一の六の項とし、七十一の八の項を七十一の七の項とし、同表の七十七の四の項中「、第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。

（放送大学学園法及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第九十三条　次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

一　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十一条第三項

二　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十六条第二項

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第九十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百八条第五項中「第三十一条第一項各号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第九十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項を次のように改める。

七十九	削除

別表第二の百七の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加える。

第九十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の百七の項中

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

（政令への委任）

第九十七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉